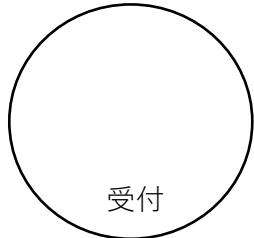


令和 年度（令和 年分）町民税・県民税申告書
（上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式選択申出書）

令和 年 月 日提出



現住所

1月1日 同上

現在の住所

氏名

電話番号

○確定申告した上場株式等の所得

		住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

○住民税で申告する上場株式等の所得

申告する番号の□に✓をつけてください。

1. 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
 2. 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得を申告します。
↓ 2 を選択した場合のみ記入してください。

		住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

【必要書類】

- ① 町民税・県民税申告書（上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式選択申出書）（本紙）
- ② 税務署へ提出された「確定申告書の本人控え」の写し
- ③ 上場株式等の配当等がある方は「上場株式等に係る配当等に関する書類」の写し
（上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払い通知書、特定口座年間取引報告書など）
- ④ 上場株式等の譲渡所得等がある方は「上場株式等の譲渡所得等に関する書類」の写し
（特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など）

【留意事項】

- (1) この申出書は、上場株式等に係る所得について申し出いただくものです。
非上場（一般）株式に係る所得は対象外です。
- (2) 大口株主（発行済み株主の3%以上保有）に該当する場合は、所得税、町・県民税ともに総合課税のみとなります。（分離課税や申告不要制度は選択できません。）
- (3) 非上場株式の少額配当（1銘柄につき1回に支払を受ける金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じて、これを12で除した金額以下の非上場配当金）に該当する場合、所得税は申告不要制度を選択できますが、町・県民税は総合課税での申告が必要です。
- (4) 源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等に係る譲渡損失に対して申告分離課税を選択した場合、その一口座内の取引全てを（配当所得も含む）申告する必要があります。
- (5) 源泉徴収ありの特定口座以外で取引された株式譲渡所得等は、所得税、町・県民税ともに申告分離課税のみとなります。
- (6) 特定公社債等の利子等を申告する場合は、申告分離課税のみでの申告となります。
- (7) この申告書を提出することにより所得が減少する場合で、それにより、他の納税義務者の扶養親族等となる場合、当該他の納税義務者について、別途「町民税・県民税申告書」の提出を要する場合があります。